

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鹿児島市長 下鶴 隆央

市町村名 (市町村コード)	鹿児島市 (46201)
地域名 (地域内農業集落名)	五ヶ別府町(笠木、三重野) (笠木、三重野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月10日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

担い手が2名おり、施設野菜の栽培を行っているが、地域の多くの農地は狭小で、直売所向けや自家消費の野菜を生産している。また、引き受け可能面積よりも規模縮小意向の面積が大きいことから、遊休農地の増加が懸念される。畑かん施設も整備されているが、施設が古いことから修繕が必要となってくる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

引き続き、施設野菜や露地野菜の栽培を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5.62 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5.62 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内の農振農用地のうち、農業に利用されている農地(山林化等復旧不可能な農地は除く)を区域とした。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
今後は高齢化等により、離農者が増える事が予想されることから、農地を担い手へ集積させていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
耕作者が離農する前に情報を把握し、離農予定地近くに農地を持つ担い手に伝え、双方の意見を調整したうえで、貸し借りが成立するようであれば、農地中間管理機構を通じて契約を行う。
(3) 基盤整備事業への取組方針
今のところ取り組む予定はないが、状況に応じて検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から担い手となりうる多様な経営体を募り、育成していくため、関係機関と連携し、新たな担い手となるように育成に取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業委託サービス事業者が近くに存在しないため、農家間での連携を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①残渣処理や侵入防止柵の整備など総合的な対策に取り組む。